

国自環第53号

平成18年6月27日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」の制定等に伴う関連通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

今般、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第710号）」の制定により、非認証重量車に対して排出ガス基準の適用を開始することとしたところである。

については、上記制定等に伴い、下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、遗漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、別紙のとおりその旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

## 記

1. 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）
2. 道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第149号国自環第131号）
3. 道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）（平成3年6月28日地技第156号）

国自環第53号の2

平成18年6月27日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長  
自動車検査独立行政法人理事長  
軽自動車検査協会理事長 } 殿

国土交通省自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」の制定等に伴う関連通達（自動車交通局長達）の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係団体に対して通達したので了知願うとともに、遗漏なきよう取り計らい願います。

## 別添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）

新旧対照表

改正案	現行
記	記
1. (略)	1. (略)
2. 適用関係告示第27条第4項から第12項まで、第14項、第17項、第18項、第20項及び第22項並びに第28条第1項、第29項、第30項及び第82項から第84項までの「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車	2. 適用関係告示第27条第4項から第12項まで、第14項、第17項、第18項、第20項及び第22項並びに第28条第29項、第30項及び第82項から第84項までの「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車
<u>(削除)</u>	3. 適用関係告示第28条第82項及び第84項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 <u>(1) 普通自動車及び小型自動車であつて、次に掲げる自動車以外の自動車</u> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの ② 車両総重量3.5トン以下のもの (2) 大型特殊自動車
3. (略)	4. (略)
4. (略)	5. (略)
5. (略)	6. (略)
附則 この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあっては、平成19年4月1日から適用する。	

## 別添

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日地技第156号）

新旧対照表

改正案	現行
記	記
1. (略)	1. (略)
2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面 <u>イ 道路運送車両の保安基準第55条の規定により、同令第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされたもの（以下「基準緩和車両」という。）及び三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（基準緩和車両を除く。）にあっては、同令第31条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面</u> ロ 当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置が法第75条の2第1項の規定により装置の型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一であるものにあっては、同一であることをその装置の型式について指定を受けた者が証明した書面 (3) 大型特殊自動車にあっては、保安基準第31条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面	2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの（車両総重量3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、公的な試験機関（国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって、二輪自動車以外の試験を行う場合には10・15モード法及び11モード法による試験の用に供する設備を、二輪自動車の試験を行う場合には二輪車モード法による試験の用に供する設備をそれぞれ有するものをいう。）において実施された試験結果を表す書面 (3) (1)及び(2)に係る自動車以外のものにあっては、保安基準第31条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面
3. (略)	3. (略)
4. 2. における「公的な試験機関」とは、国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用車」という。）を除く。）の試験を行う場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土	

交通省告示第619号。以下「細目告示」という。) 別添41「重量車排出ガスの測定方法」又はこれと同等と認められる測定方法による試験の用に供する設備を、車両総重量3.5トン以下のもの又は乗用車の試験を行う場合には細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、二輪自動車の試験を行う場合には細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。)により細目告示の基準が適用されないこととされている自動車の試験を行う場合には細目告示に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法による試験の用に供する設備を、それぞれ有しているものと認められた機関をいう。

#### 附 則

この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあっては、平成19年4月1日から適用する。

## 別添

「道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」  
 (平成15年10月1日国自技149号国自環第131号)

新旧対照表

改正案	現行
記	記
<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条第5項及び第6項の規定に基づき、次の自動車を指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1) <u>普通自動車、小型自動車及び軽自動車</u>であって、次に掲げる自動車以外の自動車</p> <p>一 道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）</p> <p>二 道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）</p> <p>2) 大型特殊自動車であって、次に掲げる自動車</p> <p>一 新型届出自動車</p> <p>二 P H P 自動車</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 大型特殊自動車</p> <p>① <u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</u></p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十三号に定める基準</p> <p>ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準</p> <p>② <u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車</u></p> <p>イ 細目告示第41条第1項第十四号に定める基準</p>	<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条第5項及び第6項の規定に基づき、次の自動車を指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車、車両総重量3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車</u>であって、次に掲げる自動車以外の自動車</p> <p>一 道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）</p> <p>二 道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）</p> <p>2) <u>車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。以下同じ。）並びに大型特殊自動車</u>であって、次に掲げる自動車</p> <p>一 新型届出自動車</p> <p>二 P H P 自動車</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係</p> <p>1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一～三 (略)</p>

ロ 細目告示第119条第1項第七号に定める基準  
ハ 適用関係告示により、前2号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前2号にかかわらず当該基準

2) 軽油を燃料とする自動車

- 一、二 (略)
- 三 大型特殊自動車
  - ① (略)
  - ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車
    - イ (略)

ロ 細目告示第119条第1項第八号及び第十一号に定める基準  
ハ (略)

(以下略)

附 則

この改正は、平成18年6月27日から施行する。ただし、1. (2)の改正規定は、平成18年10月1日（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあっては、平成19年4月1日）から適用する。

2) 軽油を燃料とする自動車

- 一、二 (略)
- 三 大型特殊自動車
  - ① (略)
  - ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車
    - イ (略)

ロ 細目告示第119条第1項第七号及び第十一号に定める基準  
ハ (略)

(以下略)